

東弁30人第42号
2018年5月9日

医療法人社団〇〇会〇〇病院

院長 殿

東京弁護士会

会長 安井規雄

要 望 書

当会は、申立人Aの申立を受けて、調査をした結果、貴院に対して、下記のとおり要望する。

記

第1 要望の趣旨

貴院は、平成26年8月に申立人が貴院に入院していた当時、申立人が入院していた病室内の映像を映し出したモニターについて、これを他の入院患者が視認できる状態においていました。貴院の行為は、申立人の人権を侵害するものであります。

その後、相応の改善がなされた模様ですが、当会は、事柄の重要性から、上記の旨指摘した上、貴院に対し、今後も入院患者等の人権に十分な配慮をした対応を行うよう、要望いたします。

第2 要望の理由

1 当会が認定した事実

申立人は、夫のDVやストーカー問題への悩みが機縁となり警察に相談したところ、申立人自身の幻覚症状を疑われ、家族に連絡がなされた上、貴院に連れていかれた。

申立人は、入院時、病識がなく、興奮が激しい状態で、両親に対して暴言を発し、自殺をほのめかす言動があった。担当医（精神保健医）は、衝動的に異常行動を起こす可能性があるかと判断し、申立人の両親の同意を得て医療保護入院させ、異常行動を防止するために隔離処遇が妥当だと判断し、両親にその旨説明をした。

申立人の入院期間は、平成26年8月5日から同年9月17日まで（そのうち8月5日から8月11日までは隔離処遇がなされていた）であり、その間、申立人は1号棟3階の特定の病室（本件病室）に入院していた。

本件病室には、ベッド、洗面台のほか、洋式トイレも設置されており、洋式トイレの周りには、カーテンや衝立等の遮蔽措置はなされていなかった。

本件病室は、入院患者の動静を監視するために、監視カメラが設置され、室内のほぼ全体を映した映像がナースステーション内のモニターで視認できるようになっていた。

そして、このモニターの画面は、ナースステーションの窓を通じて、ナースステーションの外からも、一定の範囲の他の入院患者が視認することが可能であった。

なお、申立人から苦情を受けるまでは、病院側は何ら対策をしていなかったが、申立人の苦情を受け、モニター画面の申立人の病室部分に紙を貼り、申立人の行動制限が解除された同年8月11日以降は、申立人の病室の映像がモニターに表示されないよう対処した。さらに、現在までにモニター画面や上記窓に特殊フィルムを貼り、ナースステーションの外からは映像が見えないようにするなどの抜本的な改善を行っている。

2 評価・判断

(1) カメラによる監視の適法性等について

本件では、ベッドで横になる姿や便座に座る姿などを含めた病室内でのすべての動静が、常時、他の入院患者に視認され得る状態にあり、現に見られたものと認められる。しかも、カメラが天井に設置されているため、申立人はその状態を自ら逃れることができなかった。

かかる次第であり、申立人は、病室内での全ての動静、即ち、ベッドで横になる姿や便座に座る姿までもが常時他人に見られることになり、これによって申立人が屈辱、羞恥心を感じたことは容易に想像できる。

何人も、私生活上の動静、姿態を、他人に盗み見られたり、覗き見ら

れたりせずに、自由に振る舞うことは、人格権として憲法13条により保障されているといえる。

かかる観点からすると、入院患者が、その全ての動静、姿態を観察されることは、かかる人格権に対する著しい制約であるといえる。

他方、入院患者の場合、病院側は、その者に対する看護等の必要上、その動静や姿態を把握しておく必要性を否定できず、一定の場合に一定の程度においてかかる観察は許容されるというべきである。

以上の観点からすると、病院側に、患者を観察する必要性があり、かつ、観察の手段・方法が相当で、必要な限度を超えない場合であればその観察行為は上記人格権を侵害するものとはいえないが、以上の要件を充たさない場合には当該観察行為は上記人格権を侵害するものといえる。

以下、かかる要件の該当性を検討する。

(2) 観察の必要性

病院において隔離処遇を行う場合、自殺企図や転倒事故等を未然に防ぐため、患者の動静、姿態を観察する必要があるところ、病院スタッフが行なう巡回のみでは患者を観察できる時間に限界があるため、患者の病室内にカメラを設置してその映像をモニターで監視することは、その必要性を肯定できる。

本件の場合、貴院は、隔離処遇患者を1時間ごとに巡回して目視で観察しているほか、患者の病室内にカメラを設置し、その映像をナースステーション内のモニターで監視していることが認められるが、貴院によるかかる監視は、その必要性を肯定できる。

(3) 手段・方法の相当性

貴院におけるモニター監視は、いわば隠し撮りしているものではなく、入院時に隔離処遇対象患者についてモニター監視することを説明しており、申立人の家族はこれを了承して入院を申し込んだものと推認できる。また、モニター画面の大きさは、1つの病室あたり病室全体を縦12.5cm、横17cm程度に映すものであって、動静の観察が可能な程度の小さなものに留まっている。

撮影の範囲は、トイレ部分を含めて常時撮影がなされており、なんら

の遮蔽措置がない状態であるところ、遮蔽によって生ずる死角で自傷行為等の異常行動が生じることを未然に防ぐ必要性が高いことからすると、その撮影の範囲に逸脱があるとも認められない。

しかしながら本件の場合、申立人の部屋を撮影した映像を監視するモニターが、ナースステーションの窓を通じて、ナースステーションの外からも、一定の範囲の他の入院患者がモニター画面を視認することが可能な位置にあったことが認められる。医療者以外の第三者にモニター画面を確認させる必要性がないことからすると、病室内における申立人の動静、姿態が必要な範囲を超えて徒に他の者に見られたものといわざるを得ない。しかも、貴院において、モニターにつき、医療者以外の第三者がその画面を見られない位置に置くことが困難であった事情は認められない。

以上の事情をふまえると、本件のカメラとモニター画面による観察は、その設置位置に相当性を認めることができず、手段・方法の相当性を欠いているものとして、申立人の上記人格権を侵害したものであるといわざるを得ない。

(4) 結論

本件人権侵害によって申立人が受けた被害は決して小さなものとはいえない。

他方、貴院においては現時点に至るまでに、同じ人権侵害は生じないよう改善を行っていることも認められる。

以上の次第で、標記のとおり要望することとした。

以 上